

# 大阪府受入避難者支援見舞金のご案内

この度の、東北地方太平洋沖地震に際し、被災者の方々には心よりお見舞い申し上げます。大阪府では、平成23年東北地方太平洋沖地震により災害救助法の適用となった地域等の住民の方々が大阪府内に避難された際、当座の生活費に充当していただくため支援見舞金を給付します。

**給付金額 10万円** ※単身者については5万円

※1回限りの交付となります。

## ■ 対象

下記①～④の地域で被災等され、府内に避難（1か月以上居住予定）してきた世帯

- ① 平成23年東北地方太平洋沖地震により、災害救助法の適用となった地域  
※東京都（帰宅困難者対応）除く
- ② 平成23年3月12日以降に発生した長野県北部を震源とする地震により災害救助法の適用となった地域
- ③ ①②の地震により被災したため特例措置が必要な地域として各県知事が設定した地域
- ④ 平成23年福島第一・第二原子力発電所事故に伴う内閣総理大臣による住民の退避指示等の対象となった地域

## ■ 申込み先

避難先の市町村社会福祉協議会の窓口  
(大阪市内は各区保健福祉センター内の民生委員児童委員連盟)  
※詳細は別紙参照

## ■ 申込みに際して必要な書類等

ご本人にご用意いただくもの

- ① ご本人の確認及び被災地に住所を有していることが確認できるもの(健康保険証、運転免許証、パスポート等)
- ② 印鑑

※①②のうち、ご用意できないものがある場合はご相談ください。

社会福祉協議会でご記入いただくもの

- ③ 申込書
- ④ その他、大阪府社会福祉協議会が指定する書類

## ■ 見舞金の送金

ご指定の金融機関口座（ご本人名義に限る）に振り込みます。送金は、給付決定がなされた後に行います。  
※送金を受けるための金融機関口座が使用できない状況の方は、ご相談ください。

## ■ その他

併せて、緊急小口資金（震災特例）を申し込むことが可能です。ご希望の場合は、避難先の市町村社会福祉協議会（大阪市内の各区保健福祉センター）にご相談ください。

審査の結果、給付を行わないことがあります。また、虚偽の申請や不正な手段により給付を受けた場合、給付した見舞金を即時に返還していただきます。

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

〒542-0012 中央区谷町7-4-15 Tel 06-6762-9474